

## 工事等成績評定審査委員会規則

平成 13 年 12 月 28 日 13 技第 306 号改正  
平成 16 年 8 月 23 日 16 技第 88 号改正  
平成 19 年 7 月 6 日 19 技第 39 号改正  
平成 21 年 7 月 14 日 21 技第 19 号改正  
平成 21 年 12 月 25 日 21 技管第 35 号改正  
平成 22 年 8 月 27 日 22 技管第 31 号改正  
平成 26 年 6 月 5 日 26 技管第 48 号改正  
令和元年 5 月 23 日 技調第 13 号改正

(趣旨)

第 1 条 本規則は、請負工事成績評定要領（水公達平成 13 年第 28 号。以下「工事成績評定要領」という。）第 11 条第 2 項及び測量・調査・設計・現場技術業務等成績評定要領（水機達平成 15 年度第 51 号。以下「測量等業務評定要領」という。）第 10 条第 2 項に規定する工事等成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事項について審議するものとする。

- 一 請負工事、測量等業務の成績評定、工事の技術的難易度評価並びに V E 提案等評定について、契約職（分任契約した工事、測量等業務及び現場技術業務については分任契約職とする。以下同じ。）の回答について再説明の請求がなされた場合の、当該工事、測量等業務の成績評定、工事の技術的難易度評価並びに V E 提案等評定に関すること。
- 二 工事評定要領及び測量等業務評定要領の運用に関すること。

(委員会の委員及び組織)

第 3 条 委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、理事長が委嘱する。ただし、建設会社等（建設業又は建設コンサルタント業務等を営む者をいう。以下同じ。）の顧問等特定の建設会社等と密接な関係のある者及び機構の役員又は職員であった者に委嘱してはならない。

- 2 任期中に特定の建設会社等と密接な関係のある者となる場合には、理事長は、速やかに委員の改任を行う。
- 3 委員会は、委員 3 人で組織する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、非常勤とする。
- 7 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 委員長に事故あるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 第 2 条第 1 号に掲げる事項について審議する会議は、再説明の請求があったと

きに、開催する。

2 第2条第2号に係る会議は、必要に応じ開催する。

3 前2項に規定する会議は非公開とし、審議の概要は、これを公表する。

(会議の招集及び議決)

第5条 前条第1項及び第2項に規定する会議は、委員長が招集する。

2 前条第1項及び第2項に規定する会議は、委員(委員長を含む。)の総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 前条第1項及び第2項に規定する会議の議事は、出席委員(委員長を含む。)の過半数をもって決することとし、可否同数のときは、委員長が決する。

(持回り会議)

第6条 委員長は、急を要すると認められるときであって、第4条第1項に規定する会議を開催することができない場合は、書類の回議をもって会議の開催に代えることができる。

(再説明請求に係る審議)

第7条 理事長は、再説明の請求があったときは、委員長に委員会の開催を求め、審議を依頼する。この場合において、委員長は、請求期間の徒過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認めるときは、再説明の請求後7日以内に、専決により当該請求を却下することができる。

2 理事長は、前項の規定により委員長が請求を却下したときは、再説明請求者に対し、速やかに却下の通知を行う。

3 理事長は、前項の通知を行ったときは、再説明の請求者の提出した書面及び通知を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表する。

4 委員会は、第1項の審査を終えたときは、意見書を作成し、理事長に報告するとともに、これを公表する。

5 前項の報告は、再説明の請求があった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(再説明請求に対する回答)

第8条 理事長は、委員会の審議の結果を踏まえ、再説明の請求者に対して回答するものとする。

2 理事長は、前項の回答を行ったときは、再説明の請求者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表する。

(委員の除斥)

第9条 委員は、第2条第1号の事項に関し、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(意見の具申又は勧告)

第10条 委員会は、第2条第2号の事項に関し、改善すべき点があると認めたときは、必要に応じ、理事長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

(守秘義務)

第11条 委員は、審議事項について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、技術管理室技術調査課において処理する。

(その他)

第13条 この規則に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定め、併せてその内容を公表する。

附則

1 この規則は、平成16年 9月 1日から実施する。

2 業務成績評定審査委員会規則(15技第79号平成15年12月24日)は、廃止する。

附則

1 この規則は、平成19年 8月 1日から実施する。

附則

1 この規則は、平成21年 7月14日から実施する。

附則

1 この規則は、平成22年 1月 1日から実施する。

附則

1 この規則は、平成22年 9月 1日から実施する。

附則

1 この規則は、平成26年 6月 6日から実施する。

附則

1 この規則は、令和元年 5月23日から実施する。